

質問書様式

件名	道東自動車道 下トママ地区下部工工事
----	--------------------

質問 番号	質問分類(選択)	質問対象(選択)	ページ・章の番号等	質 問 事 項 (趣旨)	回答 (発注者使用欄)
1	③(設計図書に関する質問)		入札公告(説明書) P6 契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契 約後に求める要件】	配置予定技術者の要件について 同種工事の施工経験について、当該工事への従事期間につい て特段の要件は設けられていないという認識で相違ないで しょうか。相違がある場合は従事期間の要件についてご教示 願います(例：工期中の50%以上の従事、同種工事期間の全 期間従事等の要件)	配置予定技術者に対する従事期間の定めはありません。
2	③(設計図書に関する質問)		入札公告(説明書) P6 契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契 約後に求める要件】	配置予定技術者の要件について 同種工事の施工経験について、システム上の制限等により CORINSの担当工種に同種工事の記載が無い場合は、工程表等 の別の書類等で経験の証明ができれば良いでしょうか。	工程表単独では技術者として従事の実事が不明瞭であり、技術者の経験と して妥当か判断がしかねますので、施工計画書(現場組織体制)、施工体 系図・配置図など同種工事に該当する内容に従事したことが証明できる資 料の提出をお願いします。
3	②(技術提案書に関する質 問)	入札公告(説明書)における「技術 提案書に係る評価項目、評価基 準」	技術評価項目及び技術評価基準 特記仕様書P6 9-1、P8 9-7 割掛対象表参考内訳書 5/4	「冬季期間における橋梁下部工のコンクリートの品質確保に 資するコンクリート養生と温度管理方法に関する提案」に関 連して、「冬季」の考え方についてご教示ください。 特記9-1、9-2で11月16日から翌年4月30日は冬季休止期 間、特記9-7 河川内工事における施工時期ではトママ跨線 橋P1、下トママ鵠川橋A1、A2の施工時期は、毎年11月1日～翌 3月31日に行うものとされています。 一方、割掛対象表の作業環境養生費では、寒中コンクリート 養生期間：11月上旬～4月上旬とあり、特記仕様書の期間と 一部齟齬が生じます。 また、工事工程表(概略工程表)では、トママ跨線橋P1は令 和9年度10月～3月、令和10年度10月～3月となっており、特 記仕様書9-7、割掛け対象表と一部齟齬が生じます。 冬季期間における橋梁下部工のコンクリートの品質確保に資 するコンクリート養生と温度管理において、河川内の作業が 可能な期間は11月1日～翌3月31日でしょうか、10月、4月 においても作業は可能でしょうか？	「冬季期間における橋梁下部工のコンクリートの品質確保に資するコンク リート養生と温度管理方法に関する提案」に関する「冬季」については 「コンクリート施工管理要領 6-7 寒中コンクリート」の対象となる 時期を「冬季」としています。 河川内の施工が可能な期間は、特記仕様書9-7「河川内工事における施 工時期」に記載のとおり、トママ跨線橋P1橋脚、下トママ鵠川橋A1橋 台・A2橋台の河川の施工可能な期間は、毎年11月1日～翌3月31日 となります。 河川外の施工時期については設計図書に基づき貴社の計画によりお考え ください。
4	②(技術提案書に関する質 問)	入札公告(説明書) ※技術提案書 に係る評価項目、評価基準に関す る部分を除く	技術評価項目及び技術評価基準	「冬季期間における橋梁下部工のコンクリートの品質確保に 資するコンクリート養生と温度管理方法に関する提案」と記 載されておりますが、当該工区の冬期期間は具体的に●月～ ●月か、また橋梁下部工は橋台と橋脚のみで深礎杭等の基礎 杭や擁壁等の周辺構造物は含まれないとの理解でよいかが教 示ください。	「冬季期間における橋梁下部工のコンクリートの品質確保に資するコンク リート養生と温度管理方法に関する提案」に関する冬季期間は「コンク リート施工管理要領 6-7 寒中コンクリート」の対象となる時期とな ります。 また、橋梁下部工に基礎構造は含みますが擁壁等の周辺構造物は含みま せん。
5	②(技術提案書に関する質 問)	入札公告(説明書)における「技術 提案書に係る評価項目、評価基 準」	技術評価項目及び技術評価基準	「冬季期間における橋梁下部工のコンクリートの品質確保に 資するコンクリート養生と温度管理方法に関する提案」につ いて、提案対象範囲には養生前作業の運搬・打込み・充填締 固めは含まれないとの理解でよいかが教示ください。	ご質問の養生前作業の運搬・打込み・充填締固め作業も技術提案内容に含 まれます。
6	②(技術提案書に関する質 問)	入札公告(説明書)における「技術 提案書に係る評価項目、評価基 準」	技術評価項目及び技術評価基準	「冬季期間における橋梁下部工のコンクリートの品質確保に 資するコンクリート養生と温度管理方法に関する提案」につ いて、冬季期間における橋梁下部工はトママ跨線橋P1橋脚と 下トママ鵠川橋のA1・A2橋台のみの理解でよいかが教示くだ さい。また、養生囲いシートに標準的に仕様があればご教示 ください。	「冬季期間における橋梁下部工のコンクリートの品質確保に資するコンク リート養生と温度管理方法に関する提案」に関して「コンクリート施工管 理要領 6-7 寒中コンクリート」の対象となる橋梁下部工となりま す。 なお、養生囲いシートは防災2類シートを想定しています。
7	②(技術提案書に関する質 問)	入札公告(説明書) ※技術提案書 に係る評価項目、評価基準に関す る部分を除く	技術評価項目及び技術評価基準	「供用中路線(道東自動車道)に近接して行う橋台施工のク レーン作業時における安全性確保に関する技術提案」と記載 されておりますが、供用線のみへの安全確保で供用線下の道 道及び鉄道等は含まれないとの理解でよいかが教示くださ い。また、橋台クレーン作業中の作業員の安全確保は提案対 象に含まれているとの理解でよいかが教示ください。	供用中路線(道東自動車道)に対する安全性確保が対象となります。

質問書様式

件名		道東自動車道 下トママ地区下部工工事			
質問 番号	質問分類(選択)	質問対象(選択)	ページ・章の番号等	質 問 事 項 (趣旨)	回答 (発注者使用欄)
8	②(技術提案書に関する質問)	入札公告(説明書) ※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	技術評価項目及び技術評価基準	「供用中路線（道東自動車道）に近接して行う橋台施工のクレーン作業時における安全性確保に関する技術提案」について、対象橋台は一線沢川橋、下トママ橋、下トママ鶉川橋の3橋の橋台との理解でよいかが教示ください。	特記仕様書1-4に示すとおり一線沢川橋、下トママ橋、下トママ鶉川橋の橋台が対象となります。
9	②(技術提案書に関する質問)	入札公告(説明書)における「技術提案書に係る評価項目、評価基準」	技術評価項目及び技術評価基準	「供用中路線（道東自動車道）に近接して行う橋台施工のクレーン作業時における安全性確保に関する技術提案」について、「橋台施工」とは橋台構築に関わる構造物掘削（E1・E2）・仮設工等も含むとの理解でよいかが教示ください。	供用中路線（道東自動車道）に近接して行う橋台施工時において、構造物掘削施工時にクレーン作業が伴う場合は対象となります。
10	②(技術提案書に関する質問)	入札公告(説明書) ※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	技術評価項目及び技術評価基準 ◇留意事項 ②	「技術提案に記載する文字の大きさは12ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること」とありますが、図表の文字は判読可能であれば12ポイントより小さくても良いとの理解でよいかが教示ください。	図表の文字は任意に設定していただいて結構です。ただし、判読可能なものとしてください。
11	②(技術提案書に関する質問)	入札公告(説明書) ※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	技術評価項目及び技術評価基準 ◇留意事項 ②	「技術提案に記載する文字の大きさは12ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること」とありますが、添付資料の文字は判読可能であれば12ポイントより小さくても良いとの理解でよいかが教示ください。	添付資料の文字は任意に設定していただいて結構です。ただし、判読可能なものとしてください。
12	②(技術提案書に関する質問)	技術提案書様式	様式-提案2	余白、行間、文字間を広げてよいか、また、提案技術に強調文字、下線および文字色等を付けてよいかが教示ください。	余白・行間・文字間の広さは判読可能であれば任意に設定いただいて構いません。また、提案技術に強調文字、下線および文字色等も付けていただいて構いません。
13	③(設計図書に関する質問)	設計図	滝の沢川橋下部工設計図 16/35	【場所打ちコンクリート杭(人力掘削、φ7500)について】 「P1橋脚深礎土留め工詳細図」にライナープレートの割付けが記載されていますが、補強リングが記載されておりません。補強リングは計上しないでよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。	設計図書に示すとおり、補強リングは計上の必要はございません。
14	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	P57-31-6	【構造物掘削 特殊部A2について】 「材料調達に伴う変更」に調達地域は千葉市と記載がありますが、割掛対象表参考内訳書2/4 仮設材等運搬費A2には海上運搬距離230kmと記載があります。どちらが正しいでしょうか。	仮設材(鋼材矢板)VL型の調達地域は千葉市となります。 運搬費については陸上運搬約230kmと、別途海上運搬を想定しております。 また、仮設材(鋼製山留材)H-500の調達地域は水戸市が正となります。 運搬費については陸上運搬約145kmと、別途海上運搬を想定しております。 特記仕様書および割掛対象表参考内訳書を訂正いたします。
15	③(設計図書に関する質問)	設計図	一線沢川橋下部工設計図 25/62 下トママ橋下部工設計図 122/124	【構造物掘削 特殊部C1について】 一線沢川橋A1橋台土留工で使用する腹起し(中古品) H-300*300*10*15は一線沢川橋下部工設計図「一線沢川橋A1橋台土留工構造図(その2)」の材料表に単位重量100kg/mと記載されていますが、鋼製山留材の中古品との解釈でよろしいでしょうか。 一方、下トママ橋下部工設計図「下トママ橋A2橋台側L型擁壁土留工詳細図(その3)」の材料表には腹起し(中古品) H-300*300*10*15 単位重量93kg/mと記載されており、こちらは生材の中古品と思われます。 ①両方とも生材の中古品、②両方とも鋼製山留材の中古品、③材料表記載の通り、どれが正しいかが教授願います。	両方とも鋼製山留材の中古品となります。 また、下トママ橋(下り線)下部工設計図「下トママ橋A2橋台側L型擁壁土留工詳細図(その3)」の材料表の腹起し(H-300×300×10×15)の単位質量は100kg/mになります。設計図を訂正いたします。
16	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	27-8 鉄筋工 27-8-1 鉄筋工(P41)	特記仕様書の当該項目に、鉄筋工の契約単価は、鉄筋の加工、組立を含むとありますが、鉄筋加工組立の積算に用いた積算基準は令和8年度版でしょうか。令和7年度版を用いている場合、設計変更にて令和8年度版を採用すると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	参考積算条件書(その1)に示すとおり、土木工事積算基準適用年月は、令和7年7月となります。 鉄筋工に関する市場単価が掲載されている直近の号を参考に、必要な費用を計上してください。

質問書様式

件名		道東自動車道 下トママ地区下部工工事			
質問番号	質問分類(選択)	質問対象(選択)	ページ・章の番号等	質 問 事 項 (趣旨)	回答 (発注者使用欄)
17	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	27-3 土工 27-3-2 構造物掘削及び構造物裏込め工 (P31) 28. 割掛対象表の項目に示す工事の内容 (P52)	特記仕様書にて、構造物掘削の特殊部はすべて土留工の施工が規定されておりますが、28章には火薬庫費および火薬取扱い費についての記載があります。割掛対象表を見ると、火薬庫費および火薬取扱い費の割掛先契約項目は、構造物掘削の特殊部等となっておりますが、土留工を施工した箇所での発破掘削について、積算上どのように安全に配慮しているかご教示ください。	設計図書に示すとおりとなります。 貴社の施工計画に基づきお考えください。
18	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	27-3 土工 27-3-2 構造物掘削及び構造物裏込め工 (P37)	地山補強土壁工のPAN WALL 工法について「PAN WALL 工法 設計・施工指針・同解説 2025年度【PAN WALL 工法協会】」に引抜き試験工の項目がありますが、監督検査および施工監理上、引抜き試験工は実施することを前提として積算されていると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	「PAN WALL 工法 設計・施工指針・同解説 2025年度【PAN WALL 工法協会】」に示す引抜き試験については、A1側3本、A2側3本を想定しております。 貴社の施工計画に基づきお考えください。
19	③(設計図書に関する質問)	設計図	設計図(滝ノ沢川橋)1/35他	設計図(滝ノ沢川橋)1/35において、客土掘削P1橋脚：324.8m3とありますが、図面がなく、どの状態(地山or締固め)の土量を検測したものか判断ができません。判断できる資料をご提供いただくか、検測数量の土の状態をご教示願います。 ※滝ノ沢川橋P2,P3橋脚についても同様	客土掘削の数量の検測は、設計図書に示す埋め戻しに要する盛土の設計数量(m3)となります。 特記仕様書を訂正いたします。
20	③(設計図書に関する質問)	設計図	設計図(滝ノ沢川橋)1/35、15//35他	設計図(滝ノ沢川橋)1/35において、構造物掘削(特殊部)P1橋脚：417m3とありますが、15//35には特殊部掘削の数量が示されておらず、貸与いただいた設計成果品にも特殊部掘削の数量表に相当する情報がございません。土質(土砂・軟岩)及び掘削区分(陸上・水中)ごとの数量区分が分かる資料をご提供願います。 ※滝ノ沢川橋P2,P3橋脚についても同様	土質区分は数量明細書(参考)の該当する単価項目に記載のとおりとなります。 P1、P2、P3橋脚ともに、掘削区分は陸上掘削を想定しています。
21	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	P35 (3) 土留工の種別	構造物掘削特殊部C1について、設計図を参照しますと山留材はリース品となっております。他のリース鋼矢板と同様に、リース期間をご教示いただけますでしょうか。	山留材のリース期間は7ヶ月となります。
22	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	P46	仮設目隠し板工の材料費は中古購入品での計上をお考えでしょうか。	仮設目隠し板A(Y)の購入品は、メッシュシートは新品、メッシュシート以外は中古品を想定しています。
23	③(設計図書に関する質問)	設計図	P41 (4)支払	支払いとして「エポキシ樹脂塗装費用と現場までの輸送費」とありますが、市販単価に掲載の異形棒鋼工ボキシ樹脂塗装費(全国単価)は北海道は適用できないため、「SD345 D13」「SD345 D16-25」「SD345 D29-32」「SD345 D35」についても単価の公表をお願いいたします。	単価公表に関する質問についてはお答えできません。
24	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	P1	「2.適用する共通仕様書」では、適用年月は「令和7年7月版」とあり、また、参考積算条件書の「4.土木工事積算基準および単価の適用年月等」において、土木工事積算基準適用年月は「令和7年7月版」とあります。 こちらの基準書における「鉄筋工」は市場単価の適用を前提とされておりますが、鉄筋工の市場単価は令和8年1月号以降は廃止されております。 これらをふまえて下記3点ご教示願います。 1. 鉄筋工は令和7年7月版の基準のとおり、市場単価で計上されていると考えてよろしいでしょうか。 2. 鉄筋工を市場単価で計上されている場合、廃止前最新の令和8年1月の市場単価を使用されていると考えてよろしいでしょうか。 3. 上記以外の計上方法をお考えの場合、具体的な適用基準や適用年月をご教示願います。	質問番号16のとおりお考えください。

質問書様式

件名		道東自動車道 下トママ地区下部工工事			
質問番号	質問分類(選択)	質問対象(選択)	ページ・章の番号等	質 問 事 項 (趣旨)	回答 (発注者使用欄)
25	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	P42 (1)種別	特記仕様書P42「アスファルト舗装版取壊し(Type A)」の区分内容として「t=10～15cm」と記載があります。 一方で、設計図(雑工)7/23で「アスファルト舗装版取壊し(Ty pe A)」の断面図では、表層工30mm、基層工40mmと記載があり、合計で70mmで10cmに満たない計算となります。 特記仕様書と設計図の表記はどちらが正しいのでしょうか。	雑工設計図7/23に示すとおりアスファルト舗装版取壊し(TypeA)表層3cm、基層4cm、上層路盤(アスファルト安定処理)5cmの合計12cmとなります。
26	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	P8、P30、P45	特記仕様書P30「27-2施工時間帯による単価表の表記区分」において、夜間作業の項目末尾には(Y)が表記されるとの記載があります。これを前提に、下記の通り質問いたします。 特記仕様書P45「27-11(2)種別」で、仮設防護柵B(設置)と仮設防護柵B(撤去)には「(Y)」の表記がありません。 しかしながら、特記仕様書P8「9-6(1)通行止め予定」では「毎年5月下旬～6月上旬 9月下旬～10月上旬頃 22:00～翌5:00」とあり、工事工程表の「仮設防護柵B」の各設置箇所における供用期間の前後の時期と一致します。 このことから、特記仕様書P45「27-11(2)種別」で、仮設防護柵B(設置)と仮設防護柵B(撤去)には「(Y)」の表記が漏れているだけで実際は夜間の作業であり、その通り計上いただいていると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書27-11(2)「種別」に示すとおり、仮設防護柵Bの設置・撤去は道道夕張新得線または石勝高原幾寅線路肩部の作業であり、昼間作業を想定しております。
27	③(設計図書に関する質問)	割掛対象表	1頁目	割掛対照表の「工事用機械分解組立費(土工A)」の割掛先契約項目は「構造物掘削 特殊部E1」と「構造物掘削 特殊部E2」となっており、割掛参考内訳書より使用機械は「湿地ブルドーザー20t」と読み取れます。 土木工事積算基準において、一般規模構造物掘削では【湿地ブルドーザーの使用を標準とするのは土質区分が土砂Ⅱの場合である】旨記載があり、設計図(下トママ橋)2/67を参照しましても、該当の土砂範囲に「古期扇状地堆積物(地質構成:角礫・砂・粘性土)」が含まれており、これが土砂C,Dに相当すると考えられ、ここまでに矛盾はありません。 しかしながら、特記仕様書P33の「構造物掘削 特殊部E1,E2」の「積算上の土質区分」は「土質B相当」とご明示いただいており、土砂Bは土質Ⅱではなく土質Ⅰに該当する区分です。 以上をふまえて、下記3点ご教示願います。 1.「構造物掘削 特殊部E1,E2」の土質区分は土砂C,D相当もしくは土砂B相当どちらでお考えでしょうか。もしくは、土砂B相当だけではなく土砂C,D相当の区分も含まれるとお考えでしょうか。 2. 土砂Bのみとお考えの場合は使用機械は湿地ブルドーザーのままでよろしいでしょうか。 3. 土砂C,Dも含まれるとお考えの場合、土砂B相当と土砂C,D相当の区分に分けた場合のそれぞれの数量が分かる資料をご提供いただけますでしょうか。	構造物掘削 特殊部E1、E2の割掛対象表参考内訳書に示す使用機械はブルドーザー21tが正となります。 割掛対象表参考内訳書を訂正いたします。
28	③(設計図書に関する質問)	割掛対象表	2頁目	割掛対照表の「工事用機械分解組立費(基礎工B)」の割掛先契約項目は「基礎杭 場所打ちコンクリート杭(人力掘削、φ3000)」となっており、割掛参考内訳書より使用機械は「油圧クラムシェル テレスコピック0.4m3」と読み取れます。 しかしながら、この項目は「人力掘削」のため、油圧クラムシェルは使用しないのではないのでしょうか。	設計図書に示すとおりお考えください。
29	③(設計図書に関する質問)	割掛対象表	7頁目	割掛対照表の「水路の迂回費」の割掛先契約項目が「特殊部D1」「特殊部D2」となっておりますが、割掛対象表参考内訳書では「一線沢川橋A1橋台」も記載いただいているので「特殊部C1」も割掛先契約項目に含まれるのではないのでしょうか。ご確認をお願いいたします。	構造物掘削 特殊部C1についても、水路の迂回費の割掛先契約項目となります。 割掛対象表を訂正いたします。

質問書様式

件名		道東自動車道 下トママ地区下部工工事			
質問番号	質問分類(選択)	質問対象(選択)	ページ・章の番号等	質 問 事 項 (趣旨)	回答 (発注者使用欄)
30	③(設計図書に関する質問)	設計図	トママ跨線橋 7/33、15/33	設計図より、トママ跨線橋のP1,P2橋脚支承箱抜き径はφ180と読み取れます。 しかしながら、割掛け対照表内訳書の「支承アンカーボルト箱抜き費」の内訳において、トママ跨線橋P1、P2橋脚はφ200と表記されております。 設計図のほうが正しいと考えてよろしいでしょうか。	設計図に示す支承アンカーボルト箱抜き径が正となります。 割掛け対象表参考内訳書に誤りがありましたので訂正いたします。
31	③(設計図書に関する質問)	設計図	トママ跨線橋 23/33	設計図より、トママ跨線橋のP3橋脚支承箱抜き径はφ155と読み取れます。 しかしながら、割掛け対照表内訳書の「支承アンカーボルト箱抜き費」の内訳において、トママ跨線橋P3橋脚はφ175と表記されております。 設計図のほうが正しいと考えてよろしいでしょうか。	設計図に示す支承アンカーボルト箱抜き径が正となります。 割掛け対象表参考内訳書に誤りがありましたので訂正いたします。
32	③(設計図書に関する質問)	設計図	一線沢川橋 6/62	設計図より、一線沢川橋のA1橋台支承箱抜き径はφ225と読み取れます。 しかしながら、割掛け対照表内訳書の「支承アンカーボルト箱抜き費」の内訳において、一線沢川橋A1橋台の支承箱抜き径はφ250と表記されております。 設計図のほうが正しいと考えてよろしいでしょうか。	設計図に示す支承アンカーボルト箱抜き径が正となります。 割掛け対象表参考内訳書に誤りがありましたので訂正いたします。
33	③(設計図書に関する質問)	設計図	一線沢川橋 31/62	設計図より、一線沢川橋のA2橋台支承箱抜き径はφ180と読み取れます。 しかしながら、割掛け対照表内訳書の「支承アンカーボルト箱抜き費」の内訳において、一線沢川橋A2橋台の支承箱抜き径はφ200と表記されております。 設計図のほうが正しいと考えてよろしいでしょうか。	設計図に示す支承アンカーボルト箱抜き径が正となります。 割掛け対象表参考内訳書に誤りがありましたので訂正いたします。
34	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	P7	「9.2冬季休止期間における作業」において示されている作業は、作業環境養生費が発生する箇所と考えてよいでしょうか。 1. そのとおり 2. そうではない 1. の場合、「滝の沢川橋P2橋脚」については冬季休止期間にコンクリート打設は含まれず、作業環境養生費も発生しないと思いますが(参考:工事工程表)、お示しいただいたその他の工事箇所と同様に冬季施工に関する施工計画書を提出する必要があると考えてよろしいでしょうか。 2. の場合、お示しいただいている施工箇所のほかに、「滝の沢川橋P1橋脚」、「一線沢川橋A1橋台」についても冬季休止期間に作業を行う工程となりませんか。(参考:工事工程表) こちらについては冬季に作業を行う冬季施工に関する施工計画書を提出する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	冬季休止期間中に予定している作業については、作業環境養生の必要な箇所以外の作業も含まれます。 特記仕様書に誤りがありましたので訂正いたします。
35	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	P6	「9.1冬季休止期間」より、その期間は11月16日から翌年4月30日ですが、この期間とコンクリート冬期割増料金の期間(10/11～5/10)は一致していません。 これを踏まえて、下記2点いずれでお考えでしょうか。ご教示願います。 1. 冬季休止期間外かつ冬期割増期間内に施工する数量について、割増対象期間として識別している。 2. 冬季休止期間外に施工する数量について、冬期割増期間内であっても割増対象期間として識別していない。	冬季休止期間外であっても、冬季割増期間内に施工するコンクリートは冬期割増料金を要すると想定しております。
36	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書21～23 特記仕様書P41 27-7	基礎杭について、杭掘削後の埋戻しは当項目にて計上されているのでしょうか。もしくは構造物掘削で計上されているのでしょうか。ご教示願います。	単価項目21場所打ちコンクリート杭(機械掘削、φ1,500)に係る杭掘削後の埋戻しは当項目にて計上しております。 単価項目22場所打ちコンクリート杭(人力掘削、φ7,500)、23場所打ちコンクリート杭(人力掘削、φ3,000)では、杭掘削後の埋戻しは想定しておりません。なお、構造物埋戻し部の埋戻しは単価項目1客土掘削 土砂A1にて計上しております。

質問書様式

件名		道東自動車道 下トママ地区下部工工事			
質問番号	質問分類(選択)	質問対象(選択)	ページ・章の番号等	質 問 事 項 (趣旨)	回答 (発注者使用欄)
37	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書21～23 特記仕様書P41 27-7	上記質問に関連し、埋戻し材は掘削からの流用土もしくは購入土のどちらでしょうか。また、流用の場合は一線沢仮置場からの流用となるのでしょうか。ご教示願います。	単価項目21場所打ちコンクリート杭(機械掘削、φ1,500)に係る杭掘削後の埋戻し材は施工箇所での発生土の流用を想定しております。 単価項目22場所打ちコンクリート杭(人力掘削、φ7,500)、23場所打ちコンクリート杭(人力掘削、φ3,000)は、杭掘削後の埋戻しは想定しておりません。なお、構造物埋戻し部の埋戻しは単価項目1客土掘削 土砂A1にて計上しており、埋戻し材は一線沢仮置場からの流用を想定しております。
38	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書52、56 設計図(雑工)10/23	仮設防護柵A(Y)および仮設目隠し板A(Y)について、材料費(購入材)の単価の公表予定はございますか。公表のない場合、単価の引用先をご教示願います。	単価公表に関する質問についてはお答えできません。
39	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書54 設計図(雑工)6/23	仮設防護柵Bについて、材料費(リース)の単価の公表予定はございますか。公表のない場合、単価の引用先をご教示願います。	単価公表に関する質問についてはお答えできません。
40	③(設計図書に関する質問)	設計図	金抜設計書45,46 設計書(雑工)20～22/23	アスファルト舗装版取壊し(TypeA,B)について、コンクリートカッターは計上されていますでしょうか。計上されている場合、取壊し箇所ごとの切断長をご教示願います。	特記仕様書27-3-2(1)「種別」の区分内容に記載のとおり、構造物掘削特殊部D1、D2、D3にて既設アスファルト舗装版切断の費用を計上しており、取壊し費用についてはアスファルト舗装版取壊しにて計上しております。 雑工設計図7/23に示す下トママ橋 アスファルト舗装版撤去詳細図に基づき、必要な切断長を計上してください。 なお、設計図に誤りがありましたので訂正いたします。
41	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書57 特記仕様書P46 27-13	クッションドラムA(Y)について、中詰材の水は購入品と現地調達どちらを見込んでいるのでしょうか。ご教示願います。	使用する水は、特記仕様書8「工事用水に関する事項」に示す一線沢川より現地調達することを想定しています。
42	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書58～62 特記仕様書P47 27-14	立木伐採A1～A5について、1本当たりの質量(m3)、もしくはA1～A5合計の2405本の総質量をご教示願います。	伐採後に運搬、処分等を要する樹木の質量については、立木伐採工の実施後に算出することを想定しております。 なお、再資源化処理に関しては、特記仕様書27-14(4)に示すとおりとなります。
43	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書63 特記仕様書P47 27-14	雑木伐採Aについて、1m2当たりの質量(m3)、もしくは合計の44,737m2当たりの総質量をご教示願います。	伐採後に運搬、処分等を要する樹木の質量については、立木伐採工の実施後に算出することを想定しております。 なお、再資源化処理に関しては、特記仕様書27-14(4)に示すとおりとなります。
44	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書64 特記仕様書P48 27-15	除雪工機械拘束Aについて、機械は貸与と受注者持ちのどちらを見込まれているのでしょうか。ご教示願います。	受注者にて準備した機械となります。
45	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書64 特記仕様書P48 27-15	除雪工機械拘束Aについて、ホイール式トラクタショベルの容量1.0m3は平積みと山積みのどちらを示しているのでしょうか。また、排出ガス対策は第何次基準を見込まれているのでしょうか。ご教示願います。	ホイール式トラクタショベルの容量1.0m3は標準山積容量となります。また、排出ガス対策は共通仕様書1-26-4「排出ガス対策型建設機械の使用」に基づきお考えください。
46	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書17 特記仕様書P38 27-5	地盤改良工置換工について、掘削対象の土質をご教示願います。	土質区分は土砂Bを想定しております。
47	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	特記仕様書P39 27-5	配合試験費について、試験の内容・項目等の詳細をご教示願います。	特記仕様書28. 割掛対象表の項目に示す工事の内容及び割掛対象表参考内訳書に示す地盤改良工の室内配合試験については、安定処理土の室内一軸圧縮試験となります。
48	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書18 特記仕様書P38～39 27-5	浅層混合処理について専門業者に問い合わせたところ、本工事での土質では適用が難しいとの回答がありました。受注後に施工が困難となった場合、監督員との協議により変更可能でしょうか。ご教示願います。	変更協議の対象が否かなどの契約締結後の取り扱いに関することはお答えできません。
49	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書18 特記仕様書P38～39 27-5	浅層混合処理について、施工には三点式杭打機が必要と思われますが割掛対象参考内訳書に記載がありません。どの項目で計上されているのでしょうか。もしくは三点式杭打機を使用する予定がないのでしょうか。ご教示願います。	浅層混合処理Aは、特記仕様書27-5 地盤改良工に示すとおり、バックホウを用いた施工を想定しています。貴社の施工計画に基づき、施工に必要な機械を計上ください。
50	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書18 特記仕様書P38～39 27-5	浅層混合処理について、特許使用料は計上されているのでしょうか。ご教示願います。	浅層混合処理Aは、特記仕様書27-5 地盤改良工に示すとおり、バックホウを用いた機械攪拌混合を想定しています。特許技術の使用は想定しておりません。
51	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	金抜設計書19 特記仕様書P38～39 27-5	固化材について、ロス率は見込まれていますか。ロス率を計上している場合、何%を見込んでいるのでしょうか。ご教示願います。	材料のロスを見込んでおります。ロス率については、貴社の施工計画に基づきお考えください。

質問書様式

件名		道東自動車道 下トママ地区下部工工事			
質問 番号	質問分類(選択)	質問対象(選択)	ページ・章の番号等	質 問 事 項 (趣旨)	回答 (発注者使用欄)
52	③(設計図書に関する質問)	金抜設計書	金抜設計書6,7	構造物掘削特殊部工で使用される横矢板について、撤去後の処分費も計上されているのでしょうか。ご教示願います。	構造物掘削特殊部B1、C1について、横矢板の処分費を含みます。
53	③(設計図書に関する質問)	金抜設計書	金抜設計書7 設計図(一線沢川橋 下り線)27～29/62	構造物掘削特殊部C1について、仮設アンカーの残置式アンカー、鋼製台座等の材料単価の公表予定はございますか。公表のない場合、単価の引用先をご教示願います。	単価公表に関する質問についてはお答えできません。
54	③(設計図書に関する質問)	設計図	金抜設計書7 設計図(一線沢川橋 下り線)28～29/62	構造物掘削特殊部C1について、仮設アンカーのグラウト注入長は削孔長と同様と考えてよろしいでしょうか。もしくは定着長+余掘の長さでしょうか。ご教示願います。	設計図(一線沢川橋 下り線)28～29/62に基づきお考えください。
55	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	特記仕様書P32 27-3-2	構造物掘削特殊部D1～D3について、区分内容に「既設アスファルト舗装版の切断」と記載がありますが、これは構造物取壊しエアスファルト舗装版取壊し(TypeA,B)の分を当項目で計上するということでしょうか。もしくは異なる箇所の既設の舗装版でしょうか。ご教示願います。	質問番号40のとおりお考えください。
56	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	特記仕様書P32 27-3-2	上記質問に関連し、対象となる切断箇所の切断長と舗装版の厚みをご教示願います。	質問番号40のとおりお考えください。
57	③(設計図書に関する質問)	設計図	金抜設計書9 設計図(下トママ橋 下り線)41/124	構造物掘削特殊部D2について、材料表に記載されている鋼矢板継手のプレートは新材での購入品でしょうか。また、他の仮設材とともに運搬費も往復で見込まれているのでしょうか。ご教示願います。	リース材料を想定しており、運搬費を往復で計上しております。
58	③(設計図書に関する質問)	設計図	金抜設計書12 設計図(下トママ鵜川橋)29/67	構造物掘削特殊部E1について、A1橋台仮設土留工一般構造図(その3)に記載されている現場打ちコンクリートは当項目で計上するのでしょうか。27頁の数量表には記載がないため、どの項目で計上するのかご教示願います。	記載されている現場打ちコンクリートは誤りとなります。設計図を訂正します。
59	③(設計図書に関する質問)	設計図	金抜設計書12 設計図(下トママ鵜川橋)27～30/67	構造物掘削特殊部E1について、補強材の削孔はスキッド型とクローラ型のどちらを見込んでいますか。ご教示願います。	貴社の施工計画に基づき、施工に必要な機械を計上ください。
60	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	31-6 材料調達に伴う変更 31-6-1 対象となる項目(P57)	特記仕様書の当該項目に、仮設材(鋼材矢板)VL型については千葉市を調達地域とする旨、記載されておりますが、海上運搬の際の発着港は、積算上どこでお考えかご教示ください。	海上運搬における発着港については、貴社の施工計画に基づきお考えください。
61	③(設計図書に関する質問)	割掛対象表	・割掛対象表 ・特記仕様書 27-3-2 ・図面「下トママ橋(下り線)」(122/124)	割掛項目に「仮設材等運搬費(鋼矢板・H形鋼)D4」がありますが、「構造物掘削 特殊部 D4」に掛かっているので下トママ橋(下り線)A2橋台側擁壁の土留め材と思われます。この橋台の土留め材は残置となっており、特記仕様書においても「設置」とだけ記載されていて「撤去」はありません。また、図面の材料表にも「中古品」「全損」しかなく、リース材は使用していないと思われます。この運搬費の対象となる仮設材をご教示願います。	特記仕様書27－3－2「構造物掘削及び構造物裏込め工」及び設計図に示すとおり、構造物掘削 特殊部D4に用いる鋼矢板・H形鋼の基地から現場までの運搬費を計上しております。
62	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	・特記仕様書 9-2	交付図書「17【工事工程表】」で一線沢川橋A1橋台が冬季休止期間の令和9年1月から工事を行うよう記されていますが、「特記仕様書 9-2」の「冬季休止期間における作業」にはこの一線沢川橋A1橋台は記されていません。特記仕様書のとおり、一線沢川橋A1橋台は、冬季休止期間中の作業はないと考えてよろしいでしょうか。	一線沢川橋A1橋台においても、冬季休止期間中の作業を想定しております。特記仕様書に誤りがありましたので訂正いたします。
63	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	・特記仕様書 27-10	交通保安要員の種別の表中で「配置要員」「交代要員」が記されており、その足した人数が「検測人数」となっていますが、単価表の人数は交代要員を含んだ数量と考えて宜しいでしょうか。その場合、交通誘導警備員の単価には実働6時間を超えた場合の交代要員分の単価が加算されますが、今回はそれを適用せず、交代要員分の加算を考慮しない単価と考えて宜しいでしょうか。	単価表の数量は交代要員が必要な配置場所には交代要員を含む検測人数になります。配置要員の計画については、貴社の計画に基づきお考えください。
64	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	・特記仕様書 27-10	交通保安要員の種別の表中で、「下トママ橋A1橋台」の「下部工施工時」の「交通誘導警備員B」では、配置要員が「1」で「検測人数」が「－」となっており、「交通誘導警備員A(NY)」では配置要員が「－」で「検測人数」が「1」となっています。内容等について誤りがご無いか確認をお願いします。	「下トママ橋A1橋台」の「下部工施工時」における「交通誘導警備員B」の配置要員及び検測人数は1が正となります。特記仕様書を訂正いたします。

質問書様式

件名		道東自動車道 下トマム地区下部工工事			
質問 番号	質問分類(選択)	質問対象(選択)	ページ・章の番号等	質 問 事 項 (趣旨)	回答 (発注者使用欄)
65	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	・特記仕様書 27-10 ・単価表 単価番号49	下トム橋A1橋台・P1橋脚・A2橋台の「片側交互通行規制時」の交通誘導警備員A(NY)で、配置要員が「1」検測人数が「1」になっており、配置時間が「9:00～翌9:00」になっています。配置要員一人が24時間誘導警備にあたるということでしょうか。また、配置要員「1」が「9:00～翌9:00」勤務すれば「1人・日」となると考えればよろしいでしょうか。	配置要員は設計図に示す箇所に配置する人数を示しております。検測人数のとおり配置要員1名を「9:00～翌9:00」まで配置されていれば、「1人・日」として検測となります。班体制等を含めた配置要員の計画については、貴社の計画に基づきお考えください。
66	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	・特記仕様書 27-10 ・単価表 単価番号50	下トム橋A1橋台の「片側交互通行規制時」の交通誘導警備員B(NY)で、配置要員が「1」、交替要員が「1」、検測人数が「2」になっており、配置時間が「9:00～翌9:00」になっています。配置要員一人が24時間誘導警備にあたるということでしょうか。また、交替要員も一人で24時間交替警備にあたるのでしょうか。また、配置要員「1」と交替要員「1」を合わせた検測人数「2」が「9:00～翌9:00」勤務すれば単価表の数量「2人・日」となると考えればよろしいでしょうか。	配置要員は設計図に示す箇所に配置する人数を示しており、交替要員は休憩時間に交通誘導が必要である場合に計上しております。検測人数のとおり、配置要員「1」と交替要員「1」を合わせた2名を「9:00～翌9:00」まで配置されていれば、「2人・日」として検測となります。班体制等を含めた配置要員の計画につきましては、貴社の計画に基づきお考えください。
67	③(設計図書に関する質問)	特記仕様書	・特記仕様書 27-10 ・単価表 単価番号50	下トム橋P1橋脚・A2橋台の「片側交互通行規制時」の交通誘導警備員B(NY)で、配置要員が「2」、交替要員が「1」、検測人数が「3」になっており、配置時間が「9:00～翌9:00」になっています。配置要員一人(1箇所)が二交替でなく、二人(2箇所)で24時間誘導警備にあたるということでしょうか。また、交替要員は一人で24時間交替警備にあたるのでしょうか。また、配置要員「2」と交替要員「1」をあわせた検測人数「3」が「9:00～翌9:00」勤務すれば単価表の数量「3人・日」となると考えればよろしいでしょうか。	配置要員は設計図に示す箇所に配置する人数を示しており、交替要員は休憩時間に交通誘導が必要である場合に計上しております。検測人数のとおり、配置要員「2」と交替要員「1」を合わせた3名を「9:00～翌9:00」まで配置されていれば、「3人・日」として検測となります。班体制等を含めた配置要員の計画につきましては、貴社の計画に基づきお考えください。